

介護老人保健施設とよさと
短期入所療養介護（ショートステイ）利用料金

月額費用として、（１）施設サービス費＋（２）居住費・食費＋（３）その他日常生活費＋（４）加算料金 を お支払い頂きます。
（利用者様の介護度および利用料金負担段階、加算の有無等によって、各々の利用料金が算出されます）

1. 施設サービス費（1日あたり）

介護度	4床室	個室
要介護1	827 円	752 円
要介護2	876 円	799 円
要介護3	939 円	861 円
要介護4	991 円	914 円
要介護5	1,045 円	966 円

2. 居住費・食費（1日あたり）

R3.8改正

利用料金負担段階	居住費		食費	
	4床室	個室	4床室	個室
第4段階	400	1,640	1,600 円	
第3段階①	370	1,310	1,000 円	
第3段階②	370	1,310	1,300 円	
第2段階	370	490	600 円	
第1段階	0	490	300 円	

※利用料金負担段階の詳細については、別紙＜利用料金負担段階について＞をご参照下さい。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せとなります。

2. 介護給付以外の料金（その他日常生活費）

項目	料金	内容
日常生活品費	120 円/日	石鹸、シャンプー、歯ブラシ、おしぼり、消毒液等、日常生活上の便宜に係る費用
教養娯楽費	110 円/日	レクリエーションで使用する材料に係る費用
特別室料	個室 1,500 円/日	特別室（個室、2床室）利用の場合
理美容（カット）代	1,500 円/回	出張理髪業者による理美容（定期的に施設内にて実施）を利用の場合
洗濯代	入浴時の衣類一式	330 円/回
	上記以外に洗濯を要する場合	200 円/回
電気使用料	110 円/日	テレビを持ち込みされた場合にお支払いいただきます。（個室利用は無料）

3. 加算料金（当施設にて算定する主なもの）

項目	料金	内容
送迎加算	184 円/回	自宅まで送迎を行った場合に、片道につき加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	34 円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であること。地域に貢献する活動を行っていること。介護保険施設サービスⅠの基本型またはユニット型介護保険施設サービスⅠの基本型を算定していること。
認知症ケア加算	76円/日	日常生活に支障を来すような症状等が見られることから介護を必要とする利用者に対して、固定した職員を配置して施設サービスを行った場合に加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円/日	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が、80%以上配置の場合、加算されます。 ②介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上である事。
夜勤配置加算	24 円/日	基準（入所者20名に対し1名）を上回る人員を配置した場合に加算されます。
個別リハビリテーション加算	240 円/日	医師、看護職員、理学療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリ計画を作成し、それに基づき、医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリを実施した場合、加算されます。
重度療養管理加算	120 円/日	要介護4～5および厚生労働大臣が定める9項目の状態（喀痰吸引、人工呼吸器、経腸栄養等）の利用者に、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合に加算されます。

項 目	料 金	内 容
若年性認知症利用者受入加算	120 円/日	若年性認知症の利用者を受け入れ、介護サービスを提供した場合に加算されます。
療養食加算	8 円/回	基準に適合し、都道府県知事に届け出て食事の提供を行う施設が、療養食を提供した場合に加算されます。
総合医学的管理加算	275 円/日	治療を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として加算されます。 ① 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載。 ② 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行う。 ③ かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添え
緊急短期入所受入加算	90 円/日	利用者の状態や家族の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合。 ※利用を開始した日から起算して7日を限度
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1か月あたりの総単位の3.9%	介護職員賃金改善等の実施を都道府県知事に届け出た施設が、利用者に介護サービスを行った場合に加算されます。

※サービス提供体制強化加算、夜勤配置加算、介護職員処遇改善加算については、すべての利用者から徴収させていただきます。